



注意喚起

日本年金機構の情報流出問題に便乗した不審な電話にご注意ください!

相

談

日本年金機構と関係があると思われる機関を名乗る者から、自宅に電話があり、「あなたの年金の個人情報が出ています。今なら流出した年金情報を削除してあげよう。」と言われました。あやしいと思い、こちらから電話を切ったのですが・・・。

回

答

日本年金機構における個人情報流出に関連して、「あなたの年金情報が流出している」などといった不審な電話に関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

- ・「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を削除できる」「年金受取口座のキャッシュカードを送るように」などといった電話は詐欺ですので、相手にせずすぐに電話を切ってください。また、年金に関する不審なメールが送られてきても、安易に開かないようにしてください。
- ・年金情報流出に関し、[日本年金機構](#)や[消費者庁](#)、[国民生活センター](#)、[消費生活センター](#)、[郵便局](#)等の職員から消費者へ電話やメールで

連絡したり、個人情報を聞き出したりすることは絶対にありません。

- ・また、[情報流出に関する日本年金機構からのお詫びの手紙](#)で、[基礎年金番号](#)や[銀行の口座番号](#)などを記載して返送をお願いすることはありません。

- ・詳しくは、[日本年金機構](http://www.nenkin.go.jp) <http://www.nenkin.go.jp>
[国民生活センター](http://www.kokusen.go.jp) <http://www.kokusen.go.jp> へ
- ・少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センター、警察にご相談ください。



注意喚起! リコールされたACアダプターや充電器使用による事故に注意!

ACアダプターや充電器等は、携帯電話、ノートPC、タブレット端末等の小型電子機器と共に広く利用されていますが、一般家庭用の交流を小型電子機器に適した直流に変換をして電子機器や充電用電池に供給するなどの機能を持っており、発熱や発火を伴う事故が多く発生しています。

<リコール製品による事故例>

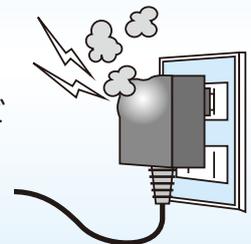
- コードレス電話機の子機を充電中、ACアダプターが過熱し、熱変形した。
- テレビチューナー用ACアダプターのDCプラグ部分が熱変形した。
- シェーバーを充電中に、充電器から発火し、敷物の一部が焦げ、手にやけどを負った。
- モバイルバッテリーが破裂・焼損し、やけどを負った。

<ACアダプターや充電器等による事故を防ぐために>

- リコール情報を確認することが大切です。

NITEに通知されたACアダプターや充電器等による事故909件のうち、リコール製品による事故は659件(全体の72.5%)あります。今一度、家庭内や身の回りにリコールが行われた製品が無いか確認してください。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/jiko/press/prs140424set.pdf>



「富山県消費者教育推進計画（平成26年12月策定）」では、官民挙げて高齢者を見守る体制を強化していくこととしております。今号より、順次、見守り事例を紹介していきます。地域で高齢者等の皆さんを見守る安全なまちづくりを推進していきましょう。

●みんなで見守り！ 高齢者や障害者の見守り事例●

「見慣れない人が出入りしている」と聞いて… 【点検商法】



〈民生委員さんの見守り〉

先日、私が担当している、Aさんご夫婦の近所の方から、「最近、Aさんの家に作業服を着た見慣れない人が出入りしているようだ」という連絡を受けました。Aさんの家を訪問して事情を聞いてみると、「今なら無料で家の床下点検をする」と言われたので点検してもらったところ、「このままだと家が傾いてしまう。今すぐ工事をしないと危険」と言われたそうです。それを聞いたAさんは不安になり、その日のうちに床下補強工事の契約をしてしまったとのことでした。

私は、業者が契約をせかすのはおかしいと思い、「その業者は信用できますか？」とお声がけしたところ、Aさんご夫婦も不審に思うところがあったようで、「必要のない契約だったのでできれば解約したい」とのことでした。

私は、クーリング・オフができるかもしれないと思い、消費生活相談窓口にご相談するよう勧めることにしました。

これは「点検商法」と呼ばれる手口です！

「無料（または安い料金）で点検する」などと言って訪問し、「床下が腐っている」「水質に問題がある」などと不安をあおり、高額な工事や商品購入の契約を迫ります。屋根や配水管、布団のカビ・ダニ、シロアリの点検などを理由に訪問するケースもあります。

見守りポイント

- 最近見知らぬ業者が出入りしていないか、近所の方に聞いてみましょう。
- 頻繁に業者が出入りしている場合、複数の業者から契約させられている可能性もありますので、特に注意が必要です。
- ご本人に被害者意識がない場合、周囲の人からの声かけによって被害に気づくことがあります。同じような事例を具体的に話すことで被害に気づいてもらいましょう。

対処方法

- この手口は訪問販売にあたり、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- 工事の契約などはその場ですぐに契約せず、一度契約書を預かり、信頼できる方に見てもらおうよう勧めましょう。複数の業者から見積もりを取ることも大切です。
- 一度被害にあった高齢者は再度狙われる可能性が高いため、引き続き見守りを行いましょう。

～「高齢者や障害者の消費生活見守りハンドブック」（H26.10月富山県作成）より～

～富山県消費者協会50周年記念～

平成27年度 富山県消費者大会の開催について

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得する機会を提供するため、「平成27年度富山県消費者大会」を開催します。是非ご来場ください。

日時 平成27年10月9日(金) 13:00～16:15 (予定)

会場 富山県民共生センター サンフォルテ 2階大ホール
(富山市湊入船町6-7)

内容 実践研修発表 (高等学校家庭科クラブ)

アンケート調査結果発表 (消費生活研究グループ連絡協議会)

「北陸新幹線開業！わたしたちのくらしは変わった!?」(予定)

記念講演 (講師 岸 博幸氏)

「北陸新幹線と富山の活性化」(予定)

など



平成27年10月1日 国勢調査を実施します。

国勢調査は、5年に1度、我が国に住んでいるすべての人を対象とする大切な調査です。正確な結果を得るためには、すべての人に正しく調査票を記入していただくことが必要です。また、今回の調査から、インターネットでの回答ができるようになりました!! 皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



国勢調査2015キャンペーンサイト <http://kokusei2015.stat.go.jp/>

お問合せ先 平成27年国勢調査富山県実施本部事務局 (県統計調査課内)
電話：076-444-3192



消費者のまめちしき・・・契約

ショウくん：僕たち子どもには「契約」なんて難しいことだから、関係ないよね！

くらし博士：お小遣いでお菓子やノートを買ったりすることも「契約」なんだよ。

ショウくん：へえーそうなんだ。僕たちも「契約」をしているんだ。

くらし博士：そうだよ。お店で欲しいものがあったら、それをもらう代わりにお金を払うよね。こういうことを「契約」っていうんだよ。



※ お互いが合意すれば「契約」は成立します。契約書がなくても口約束だけでも成立します。

※ 「契約」は一方の都合だけで勝手に解消できないのが原則です。「契約」する前には、じっくり考えましょう。ただし、クーリング・オフのように一方的に契約がなかったことに出来る場合もあります。

平成27年度 消費者カレッジを開催します

受講無料!

会場 富山県民共生センター サンフォルテ（富山市湊入船町6-7）1F 共用会議室

回	日時	講座内容	講師
1	9月18日(金) 13:15～16:45	○(13:30～15:30) 「消費者トラブルと対処法～かしこい消費者ちゃんげ?」 ○(15:45～16:45) 「環境にやさしい生活をしよう」	弁護士 谷口 央 氏 富山県環境政策課
2	9月25日(金) 13:15～16:30	○(13:15～14:45) 「食中毒予防と食品表示」 ○(15:00～16:30) 「人はなぜ騙されるのか～消費生活の落とし穴～」	富山県生活衛生課 富山県消費生活推進リーダー 串田 和博 氏
3	10月2日(金) 13:15～16:30	○(13:15～14:45) 「インターネットの安心安全な使い方」 ○(15:00～16:30) 「ライフプラン;成年後見制度の仕組みと上手な活用」	e-ネットキャラバン講師 (北陸総合通信局派遣予定) 富山県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 森田 幸 氏

- ◆募集人員 各講座40名程度(希望する講座のみの受講も可能です。)
- ◆申込方法 ①氏名・年齢 ②住所・電話番号 ③受講講座(一部講座のみ受講の場合)をご記入の上、所定の申込書を郵送、ハガキ、FAX、電話のいずれかの方法によりお申込みください。(電話の場合は上記①～③の内容をお伝えください。)
※申込書は県消費生活センターや各市町村の消費生活相談窓口で配布しているほか、県消費生活センターホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>)からダウンロードすることもできます。
- ◆締め切り 平成27年8月31日(月)(郵送申込みの場合、当日消印有効)
申込み・問合せ先 〒930-0805 富山市湊入船町6-7 富山県消費生活センター
(TEL.076-432-2949 FAX.076-431-2631)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

- 富山市消費生活センター(CiCビル内) ☎076-443-2047
- 高岡市消費生活相談コーナー ... ☎0766-20-1522
(高岡市役所内)
- 魚津市 市民課 ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111(内334)
- 黒部市 市民環境課 ☎0765-54-3198
- 砺波市 生活環境課 ☎0763-33-1153
- 小矢部市 市民協働課 ☎0766-67-1760(内735)
- 南砺市 住民生活課(井波庁舎) ... ☎0763-23-2035
- 射水市 市民課(大島庁舎) ... ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ☎076-464-1121(内29)
- 上市町 町民課 ☎076-472-1111(内103)
- 立山町 住民課 ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100(内132)
- 朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100(内135)

- ◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)
- ◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市赤祖父211(高岡総合庁舎5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890
【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- ◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後4時

◆消費者ホットライン ☎188(いやや!) ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL <http://www.consumer-toyama.jp/>